特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項 (特定費目の外貨建費目のみ)

甲及び乙は、この契約の履行のために引当てとして直接又は輸入業者を通じて外国 から調達する物品、役務、技術導入契約等に基づく技術提携費及びロイヤリティ等の 費用で外貨をもって支出する費用に係る特定費目(以下「特定費目(外貨建費目)」と いう。)の代金の確定に関し、次の特殊条項を定める。

(特定費目(外貨建費目)の代金の確定)

- 第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、特定費目(外貨建費目)について、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目(外貨建費目)に係る費用の金額(以下「実績額」という。)に応じて、次の各号に定める方法で特定費目(外貨建費目)の代金を確定させるものとする。
 - (1) 実績額が要確定費目金額表に掲げる特定費目(外貨建費目)の金額(以下「設定額」という。)に達しない場合は、実績額と設定額の差額相当額(当該差額相当額に対応する総利益額(要確定費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。)を含む。)を契約金額から減額する変更契約の措置をとるものとする。
 - (2) 実績額が設定額に等しい場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。
 - (3) 実績額が設定額を超える場合は、為替差損を乙の負担としないことを基本として、甲・乙で協議し、原則として設定額の範囲内で所要の措置をとるものとする。
- 2 前項の規定による代金の確定は 年 月 日までに行うことを目途とする。 (実績額の報告)
- 第2条 乙は、特定費目(外貨建費目)の実績額が確定した場合には、当該金額を証する資料を付した書面により、速やかに甲に報告するものとする。